

欠席・遅刻の取扱いについて

2017Ver.

原則、欠席や遅刻は認めないが、やむを得ない理由による欠席や遅刻の場合による特別な対応（補講等）については、後日、連絡をさせていただきます

やむを得ない理由・・・①自然災害等その他のやむを得ない理由 ②弔事（3親等内の親族） ③受講者自身の疾病・負傷等 ④社会通念上のやむを得ない理由

やむを得ない理由に該当する場合は、別紙理由書（*）を提出してください。

*理由書の提出（別紙）（ホームページ掲載）

必ず、事務局に理由発生日から3日以内に提出をお願いします。（FAX可）

※但し、後日、原本および添付書類を事務局に提出して下さい。

提出がない場合は研修継続の意思がないものとして、修了書の交付はありません。

【悪天候時の取り扱いについて】

原則、気象庁の発表する警報や注意報では研修の中止はありません。

なお、研修受講地の特別警報発令等の悪天候等で研修を中止する場合、喜成会ホームページの「お知らせ」欄【<http://www.kiseikai-w.or.jp>】に当日朝7時までに掲載します。

必ず、ご自身で確認してください。研修実施機関からの個別連絡はありません。

悪天候の影響により、高速道路の通行止め、公共交通機関の運行止め、土砂崩れ等による道路の通行止め等が考えられる場合は、必ずご自身で安全の確保に注意しながら受講できるよう心がけてください。

但し、欠席や遅刻の時は、必ず、事務局【090-4284-1724（長森まで）】へ講義開始までに必ずご連絡をお願いします。